## 『やっけん NEO 登録販売者試験対策テキスト』の変更箇所について

令和6年4月に行われた手引き改訂による変更箇所についてご案内します。

ページ	概要	IΒ	新
58	「剤形ごとの違い、適切な使用 方法」の内容が整理され、 <mark>舌下</mark> 錠が追記された	【錠剤(内服)】として、錠剤、腸溶錠、【口腔用錠剤】として、口腔内崩壊錠、チュアブル錠、トローチ・ドロップが記載されている	【錠剤(内服)】として、錠剤、腸溶錠、口腔内崩壊錠、チュアブル錠、【口腔用錠剤】として、トローチ・ドロップと舌下錠へと分類を変更する
			<ul><li>※舌下錠の説明</li><li>舌下錠:有効成分を舌下で溶解</li><li>させ、有効成分を口腔粘膜から吸収させる。</li></ul>
79、294	デキストロメトルファンフェノー ルフタリン塩の成分名が変更さ れた	デキストロメトルファンフェノー ルフタリン塩	フェノールフタリン酸デキストロ メトルファン
112	「畑鼻に用いる薬(点鼻薬)」 に、ステロイド性抗炎症成分が 追記された。なお、手引きの「点 鼻薬」の項目では、「抗炎症成 分」について記載されている が、すでにほかの項目で学習 済みの成分ばかりであるため、 本テキストでは点鼻薬の項目に は「抗炎症成分」を掲載してい ない	記載なし	3. 抗炎症成分 ステロイド性抗炎症成分が配合されている場合には、長期連用を避ける必要がある。 補足 手引き本文には、点鼻薬に含まれるステロイド性抗炎症成分は具体的に記載されていないが、手引き改訂の「参考情報」には、「ベクロメタゾンプロピオン酸エステル等のステロイド性抗炎症成分を含む一般用医薬品が販売されている」と記載がある。
190、192、193、 194、195、196、 263、265、296	薬事・食品衛生審議会の <mark>名称</mark> が変更された	薬事·食品衛生審議会	薬事審議会
207	「別表4-1. 医薬部外品の効能効果の範囲」の表の一番最後、「浴用剤」の下に、「消毒剤」が追記された	記載なし	【製品群】消毒剤:物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤 【効能効果の範囲】家具・器具・物品等の消毒・殺菌、哺乳びん・乳首の消毒・殺菌、調理器具、食器の消毒・殺菌、室内の消毒・殺菌、浴室・便所の消毒・殺菌